令和８年（フ）第１６５５号
愛知県尾張旭市三郷町富丘62番地１　パレス明和203号
債務者　野谷　博喜
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７３号
名古屋市中村区中村本町５丁目18番地
債務者　鈴木　淑弓
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０６号
名古屋市南区大堀町７番26号　シャルム大堀411号
債務者　山道　智哉
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３７号
名古屋市北区大杉１丁目15番22号　アーバンライフ大杉301号
債務者　松本　　匡
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９４号
名古屋市緑区乗鞍１丁目301番地　神沢ハイツ301号
債務者　宮崎　　浩
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００９号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻183番地１　第一ヤマサマンション305号
債務者　古谷和香子
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９８号
北九州市小倉南区春ケ丘９番４号（204）、前住所北九州市小倉北区片野２丁目２番21―105号
債務者　内田　卓志
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２４号
福岡県中間市東中間２丁目14番11号
債務者　野崎　里彩
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７１号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目17番４―302号
債務者　高田　紗代
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８５号
北九州市小倉南区若園４丁目15番15―501号
債務者　木塚喜美子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１９号
神奈川県座間市相模が丘１丁目16番18号　タウニイ相模が丘Ⅰ　203号
債務者　中井　孝志
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５０３号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南１丁目15番13号、前住所福岡県中間市岩瀬１丁目27番10号
債務者　梅本　　力
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８４号
北九州市門司区社ノ木１丁目１番24―301号
債務者　田村　健大
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９３号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号、前住所北九州市八幡西区上上津役４丁目５番61―302号
債務者　山本　壮寿
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１７号
北九州市小倉北区赤坂２丁目19番７―304号、前住所北九州市小倉北区下富野５丁目１番30号
債務者　有福あすか
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６４１号
福岡県中間市岩瀬１丁目14番13号
債務者　小西　弘高
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６５７号
北九州市八幡西区青山２丁目10番57号、前住所北九州市八幡西区南王子町２番33―1206号
債務者　乙藤花澄美
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部